

山口県スポーツ交流村管理運営規程

(趣旨)

第一条 この規程は、山口県スポーツ交流村（以下「交流村」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第二条 交流村を使用できるものは、指導者又は責任者を伴ってスポーツ活動等を行う五人以上（屋内プールの使用については五人以上の使用を原則とするが、午前九時から午後五時までの時間帯に限っては特例として三人以上の使用を認める。）の団体（以下「団体」という。）とする。ただし、トレーニングルーム、監視塔、艇置場、ヨットの使用及び特に所長が認める者が使用する場合についてはこの限りでない。

- 2 前項に掲げる団体が、屋内プールを使用する場合には、団体の責任者又は指導者は、危険防止を図るため監視員を置かなければならない。ただし、特に所長が認めたときは、この限りでない。

(使用の申し込み)

第三条 スポーツを目的とした宿泊及び体育の振興を目的とする団体が行うスポーツ大会（研修）等については、年間使用計画に基づき、交流村所長（以下「所長」という。）が定める予約申請書により申し込むものとする。

- 2 宿泊を伴わない団体が交流村の使用を希望する場合は、所長が定める使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）又は「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により申し込むものとする。
- 3 前項の使用許可申請書は、使用しようとする日の前月の一日から受け付けるものとする。
- 4 トレーニングルーム、監視塔、艇置場及びヨットの使用を希望する者及び特に所長が認める者（以下「個人」という。）は、所長が定める使用申込書に必要事項を記入して申し込むものとする。

(入退村時間等)

第四条 入退村及び準備、片付けは、使用許可時間内で行うものとする。

- 2 使用の許可を受けた団体は、第二条第一項に規定する使用資格の人数を満たすことを条件として、その一部の者につき、入退村を行うことができる。

(使用の心得)

第五条 使用の許可を受けた団体の指導者又は責任者は、当該団体の安全管理を怠ってはならないものとし、所長が安全管理のために必要な措置を求めた場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 使用の許可を受けた団体又は個人は、交流村施設内の清潔と安全を保つた

め、清掃及び整理整頓に努めるものとする。

3 各施設の使用に関する規程は、所長が別に定める。

(禁止行為)

第六条 交流村においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育、その他の政治的活動

二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教的教育、その他の宗教的活動

三 その他所長が適当でないと認める行為

(諸規程の遵守)

第七条 使用の許可を受けた団体又は個人は、交流村の諸規程を遵守しなければならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対し、退村を命ずることができる。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成五年四月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十六年八月十九日から施行する。

附 則

この規程は、令和七年五月一日から施行する。